

令和 6 年 5 月 8 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01314

研究課題名（和文）国際裁判における宣言判決の意義と機能

研究課題名（英文）Declaratory Judgment in International Adjudication

研究代表者

岩本 禎之（李禎之）（LEE-IWAMOTO, Yoshiyuki）

岡山大学・社会文化科学学域・教授

研究者番号：20405567

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、国際裁判所における宣言判決に着目することで、国際裁判法と国家責任法の境界領域にある司法的救済の法的意義および現実的役割を解明することを目的とする研究である。

本研究により、国際法上の宣言判決は懲罰的要素を含むようになってきていること、そして、救済につき被告国の履行裁量が認められる傾向にあり、被告国の国内状況等といった裁判外の政治的要因が判決履行の意思に影響を与えていることが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、国際裁判を国際紛争の解決に役立てるための条件について、裁判所の判決に含まれる法的判断の意義を明らかにし、それを敗訴国が受け入れる（受け入れない）法上及び事実上の根拠を整理・分析したものである。そのため、日本が外交手段として国際裁判を利用するか否か、そして、利用する際にはどのような主張を行うかについて、決定的な指針を提供する点に社会的意義があると考えられる。

研究成果の概要（英文）：This research aims to consider the legal implications of declaratory judgments as a remedy of international law and their function in the implementation process of the judgments rendered by international courts.

As a result of the research, it has been revealed the following. First, declaratory judgments have an aspect of sanctions. Second, there is a tendency that declaratory judgments allow some discretion of the respondent to implement and therefore the implementation process of such judgments depends on the willingness of the respondent, which has been influenced by the political factors.

研究分野：国際法学

キーワード：宣言判決 国際司法裁判所 司法的救済 判決不履行

## 1. 研究開始当初の背景

従来の国内外の研究において、各種国際裁判所が与える救済方法、すなわち「司法的救済」の問題は、国家責任法の範囲で把握されてきた。しかし、既存の国家責任法研究は、国際裁判の豊富な実践を必ずしも反映しておらず、そこでは、国際裁判所の管轄権上の制約を理由に、「一般法」たる国家責任法を論理操作のみによって構築することに腐心してきたように思われる。

本研究は、宣言判決に焦点を絞って国際裁判所の実行を分析することで、国際裁判法の観点から国家責任法を再構成した司法的救済のより包括的な研究を目指すものと位置付けられる。

## 2. 研究の目的

本研究は、国際裁判所において主たる救済方法とされている「宣言判決」を対象として、国際裁判法と国家責任法の境界領域にある司法的救済の法的意義および現実的役割を解明することを目的とした研究である。そのために、本研究は、(1) 宣言判決の内容と性格、(2) 救済方法の選択に対する当事国(被告国)意思の影響、を明らかにする。

## 3. 研究の方法

本研究は、概念分析による手法(理論的側面)と判例分析による手法(実証的側面)という二階層で構成される。前者の分析は後者の分析対象を同定すると同時に、国家責任条文の再構成を指向するものであり、後者は徹底的に判例に依拠した分析を行うものである。そして、具体的には以下の内容を分析対象とする。

(1) まず議論の前提となる「宣言判決の内容と位置付け」を整理することから検討を行う。なぜならば、如何なる救済方法を「宣言判決」とみるか、そして、「宣言判決」という救済方法を如何に法的に性格付けるか、について定説を見いだせないからである。そこでこの問題は以下の2点により構成される。

宣言判決の概念構成: 本研究は、宣言判決概念を残余的に構成するのではなく、当該救済の根拠として如何なる要因(例えば、請求主題の影響、司法機能の理解等)が援用されているのかに留意することで、積極的に宣言判決の射程を確定する。

宣言判決の性格付け: 宣言判決は、伝統的には「賠償(Reparation)」(特に「満足(Satisfaction)」)としての違法確認と位置付けられてきたが、近年は「賠償」ではなく、「懲罰(Sanction)」としての違法確認と位置付ける立場について検討する。

(2) 上記の概念整理を踏まえて、なぜ宣言判決という救済方法が選択されるのか、という「救済方法の選択法理」について、救済選択に対する当事国意思の影響という視点から分析を進める。この点、救済選択の原則は、原告国の意思(国家責任条文第43条2項)に依存するが、本研究では、以下の2点から被告国意思の影響を検討することにする。

非訟的事件における救済: 領域紛争における主権侵害の宣言判決につき、国際判例は分岐している。この問題につき、判決の「形成的性質(constitutive nature)」(ガーナ対コートジボワール ITLOS 判決)と「被告国の善意」の影響(コスタリカ対ニカラグア ICJ 判決)という観点から分析を行い、非訟的事件における責任紛争に対する救済のあり方を考察する。

被告国の意思の影響: 近年、裁判所が救済における履行裁量を被告国に認める判例を確認でき、また、判決不履行の事例も散見される。こうした宣言判決の履行裁量および履行実体の問題について分析を行う。

## 4. 研究成果

(1) 本研究は、議論の前提となる「宣言判決の内容と位置付け」を整理することから検討をはじめた。そこでまず、救済内容によって概念上の区別がどの程度可能であるのかという点を検討した。そこで作業仮説として、宣言判決(Declaratory Judgment)を国内法(日本民事訴訟法)上の「確認判決」、行為命令(Injunction)を国内法(日本民事訴訟法)上の「給付判決」として概念構成することの妥当性を検証することとした。上記検証を進めるにあたっては、日本法のみならず英米法、大陸法(主としてフランス法)の訴訟法上の概念について資料を収集して各法系における概念規定を整理し、国際法学説における概念規定と比較するということをおこなった。国際裁判においては判決に強制執行力を欠くことから、すべての判決・救済を宣言判決と理解す

る立場もあり、国内法上も同様の整理（確認判決原形論）がなされる場合がある。ただし、こうした立場は司法機能を如何なるものとして理解するかには依存しており、国内法における理論整理に照らしても必ずしも一般的に妥当とされる理解ではない。また、国際法上の宣言判決は国内法上の確認判決と形成判決を未分化のまま受容していることが確認できた。

(2) 宣言判決の法的性格付けについては、宣言判決を「満足 (Satisfaction)」と位置付けている国際判例の整理を行い、大きく3つの類型を確認した。まず、精神的損害 (moral damage) に対して宣言判決が下されており、それらは「満足」と性格付けされている。こうした類型は国家間仲裁裁判や投資仲裁の裁判例においても確認でき、それらは金銭賠償とは明確に区別される賠償的要素を持つ救済として学説上も位置付けられている。また、交渉義務等の手続的義務の違反に対する救済としての宣言判決の存在も確認できた。そこでは、損害との因果関係が不明ないし立証困難であっても命じることができると考えられており、賠償的な要素と懲罰的な要素がともに含まれているものと位置付けられる。他方、ジェノサイドの認定のように実体的義務の違反（とりわけ、重大な人権侵害）を認定する宣言的判決もある。この類型は賠償的要素が希薄であり、「懲罰 (Sanction)」としての違法確認と位置付けることができる。こうした成果（懲罰性の実証）は、近年における大国に対する国際裁判利用を根拠づけ得るものと評価できる。

(3) 上記の「救済」概念の整理・性格付けを踏まえつつ、本研究は救済選択に対する当事国意思の影響という視点から分析を進めた。救済方法選択の原則は、第一義的には原告国の意思（国家責任条文第43条2項）に依存すると考えられるが、本研究では被告国意思の影響にも着目し、まずは領域紛争に関する裁判（非訟的事件）における救済について検討を行った。領域紛争における主権侵害の宣言判決について、国際判例は分岐していることが確認された。すなわち、「自国領だと信じて行った行動」は他国（＝領域国）の主権侵害と事後的に評価されるかという論点である。ITLOS 特別裁判部（ガーナとコートジボワールの海洋境界画定に関する紛争事件（ガーナ対コートジボワール）2017年9月23日）は、判決の「形成的性質 (constitutive nature)」を理由として主権侵害の宣言判決を回避しており、こうした実行は宣言判決の「懲罰性」を裏側から例証するものと評価できるかもしれない。しかし、これに追随する裁判例を確認できず、判例として定着するに至っていない。他方、ICJ は、コスタリカ対ニカラグアの諸事件（国境地帯におけるニカラグアの活動事件2015年12月16日判決、ポルティリョス島北部の陸地境界事件2018年2月2日判決）で、被告国の（自国領であるとの）認識は主権侵害の宣言判決に全く影響を与えないと解しており、あくまで当事国間の二边的関係で原告たる領域国に与えられる「満足」と位置付ける傾向が強いことがわかった。なお、領域紛争にかかる問題は、コスタリカとニカラグアとの紛争に着目して「国際紛争平和的処理手続きによる紛争制御の試みコスタリカの例」と題する論稿を公表した。

(4) 次に本研究は救済に関する被告国の履行裁量について検討を行った。国際司法裁判所の先例によると、裁判所が救済における履行裁量（「自ら選ぶ方法で」）を被告国に認める実行が、国内法や国内措置の改廃といった国内実施が必要となる場合に確認できる（逮捕状事件、主権的権利等の侵害事件（ニカラグア対コロンビア））。確かにラグラン事件やアベナ事件も米国における条約の「自動執行性 (self-executing)」概念の特殊性に起因している面はあるが、履行手段の選択が各国国内法制に依存していることは変わりがない。そのため、被告国の救済選択の判断を巡っては各国の国内法制度や国内政治状況を考慮する必要があることが明らかとなる。とりわけ、主権免除事件（ドイツ対イタリア）では国内法制上の問題に加えて、免除規則と人権保護との衝突という価値判断の問題が国際法と憲法の齟齬という次元で把握されている。そこで本研究は判決外在的な要素を加味しつつ、救済選択に関する被告国の裁量が宣言判決の履行を誘引し得る条件の整理を行った。

(5) 被告国の履行裁量を含む「当事国たる被告国の意思」と判決履行との関係について判決外在的な要因を含めて調査・分析を行った。そこで、国際裁判所判決の受入れを国家が明示的に拒否して判決内容に沿う行動をとっていないという事例を取り上げ、仲裁裁判2件（南シナ海仲裁、クロアチア・スロベニア仲裁）およびICJ3件（領域及び海洋紛争事件（ニカラグア対コロンビア）、主権免除事件（ドイツ対イタリア）、インド洋海洋境界画定事件（ソマリア対ケニア））の2010年代以降の5件を対象とした。そして、国際裁判所の管轄権を基礎づける判決前の「同意」は判決履行に対する国家意思たる「同意」と必ずしも一致しないことを理論的に明らかにしたうえで、判決履行意思に影響を与えたかもしれない判決外在的な要因を抽出した。具体的には、紛争主題の性格、当事国の国内的状況（国内法制度および国内政治）および法廷に対する信頼、という3点である。この分析によって、被告国による判決拒否の背後に介在している政治的考慮を指摘すると同時に、近年の判決拒否の実行が、個別利益の確保を重視する国家の現実だけではなく、国際裁判制度の信頼性や国際法のあり方に対しても影響を与えようとしていることをも示しているとの評価を行った。この点、研究成果として、2023年度国際法学会研究大会にて実施し、同報告に基づく論文は国際法外交雑誌に掲載の予定である。

(6)事業期間全体を通じた研究によって、宣言判決の懲罰性や被告国による履行裁量を明らかにできた。今後はこうした宣言判決の性質が訴訟や紛争解決でどのような役割を果たしたのかを特に豪州を例として実証する国際共同研究加速基金(A)による研究によって補完・補強する予定である。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 李禎之	4. 巻 95巻3号
2. 論文標題 国際紛争平和的処理手続による紛争制御の試み コスタリカの例	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 87-91
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 李禎之	4. 巻 120
2. 論文標題 中国を被告とする国際裁判の可能性 IHR（2005）および/またはWHO憲章違反の観点から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 142-153
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 李禎之	4. 巻 255
2. 論文標題 仮保全措置－ジェノサイド条約適用事件（ガンビア対ミャンマー）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト 国際法判例百選〔第3版〕	6. 最初と最後の頁 208-209
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 李禎之	4. 巻 70巻3・4号
2. 論文標題 安全保障条項に基づく抗弁の訴訟法上の位置	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 岡山大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 670-650
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 李禎之	4. 巻 -
2. 論文標題 管轄権判断に対する「被告国の認識」の影響 近年における国際司法裁判所の判例動向	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 芹田健太郎他編『実証の国際法学の継承 - 安藤仁介先生追悼』（信山社）	6. 最初と最後の頁 509-522
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 李禎之	4. 巻 69巻1号
2. 論文標題 国際司法裁判所 テロ資金供与防止条約および人種差別撤廃条約の適用事件（ウクライナ対ロシア）（暫定措置命令・2017年4月19日）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 岡山大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 117-133
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 李禎之
2. 発表標題 国家が司法判断・仲裁判断を拒否するとき 近年の実行とその評価
3. 学会等名 国際法学会（招待講演）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
オーストラリア	ニューサウスウェールズ大学			